

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人深見特許事務所 様 あて名 〒530-0005 日本国大阪府大阪市北区中之島二丁目2番7号 中 之島セントラルタワー		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 11.10.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 9160427W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2016/072769	国際出願日 (日.月.年) 03.08.2016	優先日 (日.月.年) 31.08.2015	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H02J13/00(2006.01)i, H02J3/00(2006.01)i, H02J3/14(2006.01)i, H02J3/38(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) シャープ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 03.10.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 小池 堂夫	5 T 4683
		電話番号 03-3581-1101 内線 3568	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3, 4	有
	請求項	1, 2, 5-7	無
進歩性 (I S)	請求項	3	有
	請求項	1, 2, 4-7	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : WO 2015/016288 A1 (三菱電機株式会社) 2015.02.05, 図1 3
 & US 2016/0172906 A1, 図1 3
 & JP 2015-29371 A & EP 3029805 A1
- 文献2 : JP 2003-244848 A (ヤンマー株式会社 他) 2003.08.29,
 段落 [0011], [0031], [0032]、図5, 6
 & US 2005/0128659 A1,
 段落 [0028], [0196], [0197], [0202]、図1 2, 1 3
 & WO 2003/069759 A1 & EP 1482618 A1 & CN 1643760 A
- 文献3 : JP 2009-278759 A (パナソニック株式会社) 2009.11.26,
 段落 [0002] (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2013-243536 A (ソニー株式会社) 2013.12.05,
 図1 9, 2 5, 2 6
 & US 2015/0121273 A1, 図1 9, 2 5, 2 6
 & WO 2013/176065 A2
- 文献5 : JP 2014-166077 A (住友電気工業株式会社) 2014.09.08,
 図6-8 (ファミリーなし)

請求項1, 2, 5-7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性を有しない。

文献1 (特に図1 3参照。)の買電電力は、本願発明の「負荷機器の交流電力の消費の量に関する情報」に対応し、文献1の発電電力は、本願発明の「負荷機器の直流電力の消費の量に関する情報」し、これらを異なる様態で表示しているといえる。

よって、請求項1, 2, 5-7に係る発明と文献1に記載された発明との間に差異は無い。

補充欄に続く

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1, 2, 5-7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2, 3 より進歩性を有しない。

文献 2 (特に、段落 [0032]、図 6 参照。) には、負荷機器 24a-24e の商用電力量に関する情報と、負荷機器 24a-24e の発電電力量に関する情報を異なる様態で表示(「メータ表示 61a-61e」および「タイムチャート 62a-62e」参照。) することが記載されている。ここで、文献 2 の「負荷機器 24a-24e の商用電力量に関する情報」は、本願発明の「負荷機器の交流電力の消費の量に関する情報」に対応する。

本願発明と、文献 2 に記載された発明を対比すると、本願発明は「負荷機器の直流電力の消費の量に関する情報」を構成要素として有するのに対し、文献 2 に記載された発明は「負荷機器 24a-24e の発電電力量に関する情報」を構成要素として有し、当該「発電電力」は直流電力ではない点で相違する。

しかしながら、文献 2 の段落 [0011] には、この実施例の発電機は、コージェネレーションシステムに適用してもよいことが記載されており、直流電力を出力するコージェネレーションシステムは周知(例えば、文献 3 の段落 [0002] 参照。) だから、文献 2 の「発電電力」を直流電力に代えることは当業者が容易に想到しうることである。

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2, 3 より進歩性を有しない。

文献 2 の段落 [0031]、図 5 には、供給電力量 $C_a \cdot C_b \cdot C_c \cdot C_d \cdot C_e$ の値に、それぞれ、電力供給源として発電機電源を選択した積算時間 $T_a \cdot T_b \cdot T_c \cdot T_d \cdot T_e$ を掛け、その積を、所定時間 T で除することにより、発電供給電力量 $G_a \cdot G_b \cdot G_c \cdot G_d \cdot G_e$ が算出される(503) こと、発電供給電力量 $G_a \cdot G_b \cdot G_c \cdot G_d \cdot G_e$ を、電力負荷 24a・24b・24c・24d・24e 毎に表示させる(504) ことが記載されている。

当該事項は、本願発明の「負荷機器が前記直流電力で動作していた時間についての電力の消費量を、前記負荷機器の直流電力の消費の量として特定する」ことに対応する。

よって、文献 2, 3 に記載された発明に基づき本願発明の構成とすることは当業者が容易に想到しうることである。

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-5 に対して新規性・進歩性を有する。

文献 1-5 には「第 2 の表示情報は、前記第 2 の期間ごとに、当該第 2 の期間の消費電力量において直流電力の消費量が一定の割合以上を占める場合には、当該第 2 の期間の消費電力量のすべてを直流電力の消費量とみなした表示情報である」ことが記載されておらず、しかもその点は文献 1-5 の記載から当業者といえども容易に想到し得ないものである。